

『はかり』の定期検査です

使っている『はかり』に誤差はありませんか？ 業務上等に使っている『はかり』は、『計量法』に基づき年1回必ず検査を受けなければなりません。次のとおり各地区で検査しますから、最寄りの会場へ『はかり』をご持参ください。

検査日程

月 日	検査場所	対象地区	時 間
7月20日	二井田公民館	二井田地区、真中地区	10:00~11:30
	十二所公民館	十二所地区	13:30~16:00
7月21日	花岡公民館	花岡地区、矢立地区	9:00~11:30
	糸内公民館	糸内地区、長木地区	13:30~16:00
7月22日		上川沿地区、下川沿地区	9:00~12:00
7月23日	中央公民館	大館地区	13:00~16:00
7月24日		大館地区・未受検者	

※都合により自分の地区で受検できないときは、他会場へどうぞ。

※検査当日は、検査通知書と印鑑、手数料(現金)を忘れずに持ってきてください。

問い合わせ・商工課 (内線286)

建築業法に定める経営事項審査を今年度希望する人（国、県、市町村等の公共工事発注機関に対し、入札参加資格申請する予定の人）について、県では次の一連の工程で説明会を開催します。

なお、当時は四年度秋田県建設工事入札参加資格申請の説明会も同時に行います。

とき・7月23日(木) ところ

鷹巣阿仁広域交流センター

※車での来場はお控えください

法 律・15日

※事前に市民生活課(内線214)へお申し込みください

交 通 事 故・9日、16日、23日

教 育・毎週月曜日～金曜日

國 稅・7月はありません

9時30分～12時30分

9時～16時

10時～15時

9時～16時

10時～15時

9時～16時

10時～15時

10時～15時